

平成31年度国民年金保険料

4月からの保険料

16,410円 / 月

保険料の納付は口座振替で！
まとめて前払いするとお得な割引も！

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905



平成31年度国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし)						
①納付書での現金納付	16,410円	—	98,460円	—	196,920円	—
②翌月末の口座振替						
毎月振替(早割) (当月末口座振替)	16,360円	50円	98,160円	300円	196,320円	600円
6カ月前納 (現金/クレジットカード)	—	—	97,660円	800円	195,320円	1,600円
6カ月前納(口座振替)	—	—	97,340円	1,120円	194,680円	2,240円
1年前納 (現金/クレジットカード)	—	—	—	—	193,420円	3,500円
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	192,790円	4,130円

ご存じですか？
学生納付特例制度

国民年金に加入している学生の人で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象／大学、短大、専門学校、各種学校などに在学中の20歳以上の学生
所得の目安／学生本人の平成30年中の所得が118万円以下であること
猶予期間／平成31年4月～平成32年3月
持ち物／年金手帳、認め印、学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)
申請方法／4月～平成33年5月に、国保年金課(伊豆長岡庁舎)で申し込み
※各支所では受付していません。
※平成30年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されています。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送(添付書類不要)すると、平成31年度の学生納付特例の申請ができます。

平成31年4月から
産前産後期間の
国民年金保険料
が免除に！

対象／国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
免除期間／出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

持ち物／母子健康手帳、顔写真付きの本人確認書類、出生日と親子関係を明らかにする書類(出産後の申請で、被保険者と子が別世帯の場合のみ)
申請方法／出産予定日6カ月前から国保年金課(伊豆長岡庁舎)で申し込み
※各支所では受付していません。
※届出は、平成31年4月から受け付けます。
※詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。
URL <https://www.nenkin.go.jp/>



軽自動車税の減免制度

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918



身体などに障がいのある人や、身体障がい者用の軽自動車対象です。減免は、障がい者1人につき1台に限ります。また、普通自動車と重複して減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免対象車両

- 障がい者本人が所有し、かつ、使用する軽自動車
- ※所有とは、生計を共にする人が所有する場合も含む
- ※使用とは、生計を共にする人、または常時介護する人が使用する場合も含む
- 車両構造が身体障がい者用の軽自動車

平成31年度 軽自動車税減免申請 を受け付けます

申請期間／5月8日(水)～31日(金)

※土・日を除く

申請場所／税務課(伊豆長岡庁舎1階)

※各支所では受付できません。

持ち物／

- ①障害者手帳など②車検証③運転する人の運転免許証
- ④認印⑤対象車両所有者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと顔写真付きの本人確認書類

その他／平成30年度に軽自動車税の減免を受けている人で、車両の廃車や名義変更などを行っていない場合は、4月下旬に「現況報告書(減免申請書)」を送付します。
※持ち物や対象となる障がいの範囲などについての詳細は、直接問い合わせください。

●注意事項

○口座振替を希望する場合、納付書または基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口申し込みください。

○平成31年度の口座振替、クレジットカード払いの2年前納、1年前納、6カ月前納(4～9月分)の申し込みは2月末で終了しています。

※詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。
URL <https://www.nenkin.go.jp/>

毎月の保険料は、翌月末日までに納めることになっていきます。納付は、納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどを利用する方法があります。納付方法によって上表のような割引額が設定されています。
また、納めた保険料は年末調整や確定申告時に全額、社会保険料控除の対象となります。